平成２１年（フ）第６１号
北海道標津郡中標津町東７条南５丁目１番地３
債務者　高橋　留美（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月25日午前11時
釧路地方裁判所根室支部

平成２１年（フ）第６２号
北海道標津郡中標津町緑町北２丁目30番地
債務者　上田　広文
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月25日午前11時
釧路地方裁判所根室支部

平成２１年（フ）第１６９号
栃木県足利市大沼田町1128番地９
債務者　植木智恵子
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月11日午前11時45分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第１７２号
栃木県足利市堀込町2562番地　滝の宮団地３―13
債務者　菊地　有花
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月11日午前11時45分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第１７４号
栃木県足利市月谷町818番地
債務者　酒井　昇
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月11日午前11時45分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第１７５号
栃木県足利市鹿島町524番地　東号棟
債務者　植竹　礼子
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月11日午前11時45分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第１７６号
栃木県足利市福富町1135番地９　パナハイツベスト１―101
債務者　齋藤　升美
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月11日午前11時45分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第１７７号
栃木県足利市田中町24番地７　森村アパート202号
債務者　櫻井　牧子
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月11日午前11時45分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第１８８号
静岡県富士市桑崎299番地の108、前住所静岡県富士市伝法1494番地の２
債務者　上山　奈美
1　決定年月日時　平成21年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月16日午前11時50分
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第１９２号
静岡県富士市川成島781番地の２　コーポ新富士203号、前住所静岡県富士市今泉2508番地の４シティハイムサン一の宮Ｃ101、前々住所静岡県富士市八代町３―25、前々々住所静岡県富士市厚原687―１、前々々々住所静岡県富士市今泉８丁目６―15
債務者　池田　高明
1　決定年月日時　平成21年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月16日午前11時50分
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第５３号
熊本県球磨郡あさぎり町免田東1987番地１ハウス吉井６号
債務者　木野　智治
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月25日午後３時30分
熊本地方裁判所人吉支部

平成２１年（フ）第４６号
静岡県掛川市宮脇882番地の５　サンタモニカ205号室
債務者　山入端立盛
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午前11時
静岡地方裁判所掛川支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２０年（フ）第７４０８号
大阪府摂津市東正雀２―５、開始決定時の住所大阪府摂津市庄屋１丁目７番34号
破産者　正雀マルゼン薬店こと　長谷川　勝
1　決定年月日　平成21年11月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第８０９８号
大阪府四條畷市田原台１丁目13番27号、住民票上の住所奈良県生駒市北田原町1814番地１
破産者　瀬川　隆儀
1　決定年月日　平成21年11月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３００号
大阪府枚方市津田元町２丁目52番18号、開始決定時の住所大阪府門真市大字三ツ島1018番地の26
破産者　森　亘
1　決定年月日　平成21年11月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部